

★65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、嵐山町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

嵐山町の令和6～8年度の「基準額（年額）」は、63,600円です。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者の方、市町村民税が世帯非課税で老齢福祉年金受給の方、市町村民税が世帯非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	(軽減前 基準額 × 0.455) 軽減後 基準額 × 0.285 ※	(軽減前 28,930円) 軽減後 18,120円 ※
第2段階	市町村民税が世帯非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	(軽減前 基準額 × 0.685) 軽減後 基準額 × 0.485 ※	(軽減前 43,560円) 軽減後 30,840円 ※
第3段階	市町村民税が世帯非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が120万円超の方	(軽減前 基準額 × 0.690) 軽減後 基準額 × 0.685 ※	(軽減前 43,880円) 軽減後 43,560円 ※
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、市町村民税本人非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	57,240円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、市町村民税本人非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	63,600円
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	76,320円
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	82,680円
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	95,400円
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70	108,120円
第10段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.90	120,840円
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.10	133,560円
第12段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.30	146,280円
第13段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.40	152,640円

※低所得者の介護保険料負担の軽減 第1～3段階保険料は、公費負担による軽減を実施しています。

◎合計所得金額とは、収入金額から「必要経費の相当額」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額は控除します。